

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第93号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び第49条」を「、第49条及び第74条」に改める。

第26条第3項中「、当該評価の結果を公表するとともに」を削り、同条に次の1項を加える。

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、第3項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第74条第1項第1号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条

第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者のうち、半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第78条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第78条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第26条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

第79条中「から第50条まで」を「、第49条、第50条」に改める。

第80条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者のうち、半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第82条中「から第50条まで」を「、第49条、第50条」に、「及び第78条（第1項を除く。）」を「、第78条（第1項を除く。）及び第78条の2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者の指定放課後等デイサービス事業所及びこの条例の施行の際現に基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者の基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数については、この条例による改正後の第74条又は第80条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

（提出理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。